

盆栽ライトアップイベント業務
要求水準書

1 件名

盆栽ライトアップイベント業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 履行場所

さいたま市大宮区高鼻町1-407ほか

4 予算の上限額

22,154,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の目的

本事業は、本市の地域資源である武蔵一宮氷川神社（以下、氷川神社）及びその周辺にて、「光の演出」（ライトアップやプロジェクションマッピング等を含む）を実施し、ナイトタイムエコノミー及び本市への誘客促進による地域経済活性化を目的とする。

また同時に、本事業が大宮盆栽村100周年記念事業の一つであることや、令和10年に創建2500年を迎える氷川神社を会場とするため、「大宮盆栽」及び「氷川神社」を含む大宮の歴史と伝統を踏まえた「光の演出」を実施し、本市の魅力向上・魅力発信及びシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

6 業務の概要

氷川神社及びその周辺で、ライトアップやプロジェクションマッピング等を含む「光の演出」によるイベントの企画・運営を行う。

【実施期間（予定）】

令和7年11月8日（土）～令和7年11月24日（月）

17:30～21:00（金・土・日・祝日）

17:30～20:00（月～木）

※受託後、氷川神社と調整のうえ確定。

※11月7日（金）点灯式兼メディア・近隣住民向け内覧会を実施予定。

【設営・撤去スケジュール（予定）】

設営日 調整のうえ、令和7年10月以降に実施

撤去期間 令和7年11月25日（火）から～令和7年12月7日（日）

- (1) 「光の演出」を活用したイベントの企画・実施
 - (ア) ライトアップやプロジェクションマッピング等を含む「光の演出」を活用し、市内外から老若男女幅広い世代の来場を促すことができるイベントを企画提案し、運営する。
 - (イ) 「光の演出」の実施期間は、「6業務の概要」に準ずる。
 - (ウ) 「光の演出」の対象範囲は、氷川参道上の二の鳥居及び三の鳥居、楼門の活用を必須とする（二の鳥居、三の鳥居間の氷川参道は対象に含まないものとする）。また「光の演出」対象範囲図（2頁）赤枠内において、現地調査の上、滞留や収容人数についても考慮しながら本業務の目的に沿った総合的な演出を、演出方法も含めイメージ画像等とともに提案すること。なお、楼門に関しては、門を開放予定のため、人の出入りが想定されることを踏まえ検討されたい。
 - (エ) 「光の演出」の内容は、本事業が大宮盆栽村 100 周年記念事業の一つであることや、令和 10 年に創建 2500 年を迎える氷川神社を会場とすることから、「大宮盆栽」及び「氷川神社」を含む大宮の歴史と伝統を踏まえたものとし、本市の魅力向上・魅力発信及びシビックプライドの醸成に寄与するよう工夫し提案すること。なお「光の演出」の内容は、受託後に委託者及び氷川神社をはじめとした関係者と協議の上、決定するものとする。
 - (オ) 演出については氷川神社の品格を損なわないよう十分に配慮すること。また、演出の一部として音楽等を活用してもよいが、使用する音楽は、会場の雰囲気に合わせてものとし、音量については、近隣住民に配慮すること。
 - (カ) 委託者と協議・連携して簡易的な点灯式、及びメディア・近隣住民向け内覧会を企画実施すること。なお、実施日は11月7日（金）を予定している。
- (2) 会場マップ・案内板の制作
 - (ア) 来場者がスムーズに会場を回れるよう、必要な会場マップや案内板等を制作すること。
 - (イ) 会場内は景観維持のため、飲料のみ持ち込み可とし、食事は禁止するものとする。このことについての案内板も制作すること。
- (3) 「光の演出」に係る照明機材等の設営・撤去
 - (ア) 「光の演出」に係る照明機材、音響設備及び案内板等の設営を行うこと。その際、必要な設備の調達、電源の調査・確保、事前演出確認も行うこととする。なお、設置した機材は、受託者の責任において管理し、万一破損した場合に発生した負担は受託者によるものとする。そのため、保険への加入など独自の対応を行うこと。
 - (イ) 電気代等、業務の実施に係る一切の費用は委託料の中から負担するものとする。
 - (ウ) 機材の設置にあたっては、氷川神社境内内の通行や、日中の景観を阻害しな

いように配慮すること。

(エ) 開催期間終了後は、「6 業務の概要」に基づき速やかに機材を撤去し、原状回復すること。

(4) 安全管理

(ア) 来場者の安全を確保するため、「光の演出」に係る資器材等の適切な保守・運用、必要に応じたスタッフや警備員の配置、及び誘導灯や立ち入り禁止エリアの明示等のリスク対策措置を取ること。

(イ) 警備員の配置にあたっては、体制に万全を期すため、会場指定の警備会社を活用することとし、受託後は協力体制をとること。警備体制は最大 5 名を想定しており、その際の費用としては、300 万円（税込み）程度を見込むこととするが、受託後協議の上決定する。

(ウ) また、トラブルが起きた際に迅速に対応できる体制を構築し適切に対処すること。

(5) 広告物の制作・PR の実施

(ア) SNS 等を活用したイベント PR の実施、及び広告物を作成すること。

(イ) 来場者の SNS 投稿を自然に促すような内容を実施すること。

(ウ) 広告物に関しては、**B2 ポスターを 100 枚制作**すること。

(エ) 他の大宮盆栽村 100 周年記念事業と連携して PR すること。

(6) 事業実施後の評価や効果測定、検証

(ア) 本事業実施に係る評価や効果測定、検証を行うこと。提案書には、その内容や方法を記載すること。

(イ) 事業完了の際の完了報告書には、本事業実施後の評価や効果測定、検証などを行った結果を記載し、提出すること。

(7) 各種許可取り及び使用申請等の手続き

(ア) 本業務に係る必要な各種許可取り及び使用申請等の手続きを行うこと。

(イ) 申請等に係る手数料や書類作成費用は委託費に含むものとする。

(8) その他

以上に加え、本業務を活性化させる取組について 1 つ以上提案すること。

8 業務のスケジュール（予定）

受託後～	「光の演出」準備・各種調整
令和 7 年 10 月頃～	設営
令和 7 年 11 月 7 日	点灯式
令和 7 年 11 月 8 日～11 月 24 日	イベント実施
令和 7 年 11 月 25 日～12 月 7 日	撤去
令和 8 年 2 月 27 日	業務終了

9 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、設計図

書、事業内容等)を作成し、市に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに市の承認を受けること。

- (1) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

1 0 業務完了後の提出書類

受託者は、業務を円滑に遂行し、以下の内容を含む事業実施報告書を図面及び写真などを使用して3部、電子データ(DVD-R等)1部と、全ての業務完了時に、業務完了報告書を提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) その他、本業務で作成した資料

1 1 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の確認検査を経た後、一括払いとする。

1 2 著作権等について

- (1) 受託者は、本業務の実施に伴い、新たに制作した成果品(その構成物を含む。)の著作権は、全て委託者が所有するものとし、委託者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用等してはならない。
- (2) 成果物及び付属品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

1 3 一般事項

- (1) 仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、事業実施にあたり委託者と適宜協議を行うものとし、委託者より打ち合せ等について連絡を受けたときは、直ちに対応するものとする。
- (4) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、これを定める。
- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 受託者において仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (7) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたとき

は、委託者の責任に帰する場合は、全て受託者の責任において処理するものとする。

- (8) 受託者は、業務遂行に当たり、さいたま市グリーン購入推進基本方針に配慮するものとする。
- (9) 感染症の状況、大規模災害や気象警報発生時等により本業務の実施を延期又は中止すると委託者が判断した場合(受託者の責めによる場合を除く)は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。中止の連絡が当日の場合においては、契約金額の総額の範囲内で、受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
なお、その際には必ず、受託者は完了した業務及び金額の内訳が分かるものを提出することとする。
- (10) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (11) 本業務の実施が延期又は中止となった場合、双方協議の上で契約の変更又は解除ができるものとする。
- (12) 本業務の遂行に係る各所法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

1.4 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めること。